令和８年度第７回公立大学法人滋賀県立大学教育研究評議会　議事録

日時・場所：　令和８年 10 月６日（火）13：25～14：25　　教授会室
出 席 者 ：　井手理事長（議長）、福永副理事長、森下理事、松岡理事、中嶋理事、
須戸環境科学研究院長、徳満先端工学研究院長、市川人間文化学研究院長、
古株人間看護学研究院長、丸尾環境科学部長、田邉工学部長、
福渡人間文化学部長、伊丹人間看護学部長、中井事務局次長、
相見委員、森委員、宮本委員
欠 席 者 ：　北村理事
事 務 局 ：　饗庭財務課長、寺村経営企画課長、堀口学生・就職支援課長、川﨑教務課長、
小椋地域連携・研究支援課長、吉田総務課長、松村係長、横田主査

令和８年度第６回公立大学法人滋賀県立大学教育研究評議会議事録（案）について、原案のとおり承認された。

議　　題

審議事項

１　教育研究評議会の委員について

井手理事長より資料に基づき説明があり、法人と大学の分離に伴う組織体制整備の一環として、高等専門学校開設準備に関する事項を所掌する理事を委員から除くことが承認された。

報告事項

１　人事異動について

井手理事長より資料に基づき、報告があった。

２　客員研究員の受入について

田邉工学部長より資料に基づき、報告があった。

３　「公立大学法人滋賀県立大学のカスタマー・ハラスメントに関する対応についての指針」および「公立大学法人滋賀県立大学法人の求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」の策定について

吉田総務課長より資料に基づき、報告があった。

［主な意見・質疑等］

・再発防止に向けた措置は努力義務ではなく、法人として講ずべき義務であると理解しているが、７ページの第４（２）では「所属長等は……再発防止に向けた措置を講じるように努めなければならない」とされている。努力義務のように読めるが問題はないのか。

→ご指摘の箇所は、あくまで所属長等の責務を定めたものである。法人として講ずべき義務については、８ページの第８において「総務課長は、所属長等からのカスタマー・ハラスメントに関する報告の内容等を踏まえ、随時カスタマー・ハラスメント対策の強化や運用上の見直しを行うものとする」と規定している。

４　学生の退学・休学・復学について

堀口学生・就職支援課長より資料に基づき、報告があった。

５　令和８年度卒業・修了予定者の進路内定状況等について
堀口学生・就職支援課長より資料に基づき、報告があった。

［主な意見・質疑等］
・県内就職の割合はどうなっているのか。
→現時点では集計できていない。次回以降、報告できるようにしたい。
・９月末時点の就職内々定率が昨年より上昇している理由は何か。
→現時点で詳細な分析には至っていないが、本人に確認がとれない場合は未内定として計上しており、昨年と比べてより多くの学生に確認がとれたことが、数値の上昇に影響していると考えられる。

６　各委員会等の結果の概要について
（１）令和８年度第９回将来構想委員会
（２）令和８年度第５回衛生委員会
（３）令和８年度第４回入学試験委員会

［主な意見・質疑等］
・今年の大学入試共通テストに大きな変更点はあるか。
→大きな変更点はない。共通テストの受験者数は滋賀県全体では減少しているが、これまで県南部で受験していた生徒が県北部で受験することから、本学会場の受験者数は変わらない見込みである。
・産業医が必要と認めた教職員について、学内でカウンセリングを受けることができるのか。また、心療内科医の同席はあるのか。
→カウンセリングは定期的に学内で実施している。産業医が必要と認めた場合には、できるだけ速やかに受けてもらうこととしている。学生相談のために配置されているカウンセラーが対応するため、心療内科医の同席はないが、産業医に相談すれば、比較的速やかに心療内科につないでもらえる可能性がある。